堺市報道提供資料

令和４年 12 月８日提供

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員及び職員の服務規律の確保に努めます。

1　地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概　要	処分根拠
免職	市立学校 主事 （35 歳）	被処分者は、令和 2 年 4 月頃から令和４年 10 月までの間、学校徴収金やPTA 会費のほか、校内親睦会費の合計約 1009 万円（推定）を横領した。このうち、令和 4 年 9 月分の給食費については、無償化されていたにもかかわらず、意図的に徴収する目的で虚偽の文書を作成・配付し、保護者から徴収した。 また、令和 4 年 10 月 23 日、同校教頭の机の引き出しに保管していた現金約４万５千円を窃取した。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当

2　その他

このうち、令和４年６月７日（火）頃から同月 27 日（月）頃までの間、計５回にわたり、学校徴収金を管理する口座から、現金合計 205 万 5,402 円を引き出し、自己の用に供するため、それぞれ着服して横領した件については、令和 4 年 11 月 30 日付けで堺市教育委員会が刑事告発を行い、11 月 30 日（水）に大阪府西堺警察署に受理されました。

また、被処分者については、令和 4 年 12 月 5 日付けで大阪府警察により逮捕されており、現在、捜査が継続されています。

3　処分日

令和４年 12 月８日

問い合わせ先	担　当　課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電　　話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890